

議案第10号

亀山市待機児童館条例等の一部改正について

亀山市待機児童館条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月24日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市待機児童館条例等の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市待機児童館条例等の一部を改正する条例

(亀山市待機児童館条例の一部改正)

第1条 亀山市待機児童館条例（平成23年亀山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(対象児童)</p> <p>第4条 児童館に入所することができる児童は、入所しようとする日の属する年度の前年度の3月31日において3歳に達していない児童のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第19条第2号の内閣府令で定める事由に該当する児童</p> <p>[ (2) 略 ]</p> <p>[ 2 略 ]</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第4条 児童館に入所することができる児童は、入所しようとする日の属する年度の前年度の3月31日において3歳に達していない児童のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由に該当する児童</p> <p>[ (2) 略 ]</p> <p>[ 2 略 ]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

(亀山市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 亀山市子ども・子育て会議条例（平成25年亀山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第72条第1項</u>の規定に基づき、亀山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するとともに、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する施策について調査審議する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第77条第1項</u>の規定に基づき、亀山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するとともに、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する施策について調査審議する。</p>
---	---

(亀山市認定こども園条例の一部改正)

第3条 亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 月の途中で入園し、又は退園した場合においては、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に掲げる額を徴収する。</p> <p>(1) <u>法第19条第1号</u>に該当するもの 当月の利用者負担額に在園中におけるもの</p>	<p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 月の途中で入園し、又は退園した場合においては、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に掲げる額を徴収する。</p> <p>(1) <u>法第19条第1項第1号</u>に該当するもの 当月の利用者負担額に在園中におけるもの</p>

<p>る当月の開園日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を乗じた額を20日で除した額</p> <p>(2) <u>法第19条第2号及び第3号</u>に該当するもの 当月の利用者負担額に在園中における当月の開園日数（当該日数が25日を超える場合にあっては、25日）を乗じた額を25日で除した額</p> <p>[4 略]</p>	<p>中における当月の開園日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を乗じた額を20日で除した額</p> <p>(2) <u>法第19条第1項第2号及び第3号</u>に該当するもの 当月の利用者負担額に在園中における当月の開園日数（当該日数が25日を超える場合にあっては、25日）を乗じた額を25日で除した額</p> <p>[4 略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。